

尾張旭市監査公表第1号

平成29年12月27日付け尾張旭市監査公表第27号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

こども子育て部こども課

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市児童健全育成活動事業費補助金の申請において、収支予算書の収支明細が明らかにされていない。</p> <p>また、校区こども会連合会、ジュニアリーダーズクラブ活動費補助金申請書に名簿の添付がない。尾張旭市児童健全育成活動事業費補助金交付要綱第6条により、役員(会員)名簿の添付が必要になる。</p>	<p>尾張旭市児童健全育成活動事業費補助金の申請において、収支予算書の収支明細を明確にするよう改善します。</p> <p>尾張旭市児童健全育成活動事業費補助金交付要綱に基づき、校区こども会連合会、ジュニアリーダーズクラブ活動費補助金申請書に役員(会員)名簿を添付するよう改善します。</p>